

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、定款第19条第3項及び第37条の規定に基づき、公益財団法人前立腺研究財団(以下「本財団」という。)の役員及び評議員の費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第15条に基づき置かれた者をいう。
- (5) 報酬等とは、職務対価たる「謝金」として取扱う。費用とは明確に区分されるものである。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費、日当、宿泊費等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、役員及び評議員に対し、職務対価たる報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 本財団の役員及び評議員の報酬等の額は、次のとおりとする。

- (1) 役員は、理事会・評議員会出席の都度、謝金として一人一律11,137円とする。
- (2) 評議員は、評議員会出席の都度、謝金として一人一律11,137円とする。

(報酬等の支給日)

第5条 報酬等は、理事会・評議員会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 本財団は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第8条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1) この規程は、公益財団法人前立腺研究財団の設立登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 2) この規程は、平成25年6月22日から施行する。